

第 5890 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダースクラブFAXニュース  (2018年)平成30年 2月 6日 火曜日
----------------	---	---

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

## 特定美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設

**Q**: 平成30年の税制改正では、特定美術品に係る相続税の納税猶予制度が創設されるとか。どのような内容なのですか？

**A**: 次のような内容です。

### 【解説】

この制度は、文化財保護法の改正を前提に創設されるものです。概要は、次とおりです。

#### ①概要

個人が、一定の美術館と特定美術品の長期寄託契約を締結し、文化財保護法に規定する保存活用計画の文化庁長官の認定を受けてその美術館にその特定美術品を寄託した場合において、その者が死亡し、その特定美術品を相続又は遺贈により取得した者(寄託相続人)がその長期寄託契約及び保存活用計画に基づき寄託を継続したときは、担保の提供を条件に、その寄託相続人が納付すべき相続税額のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する。

#### ②税額の計算

イ. 相続税の納税猶予の適用がないものとして、通常の相続税額の計算を行い、寄託相続人の相続税額を算出する。  
 ロ. 寄託相続人以外の者の取得財産は不変としたうえで、寄託相続人が通常の課税価格による特定美術品のみを相続したのものと計算した場合の相続税額と課税価格を20%に減額したその特定美術品のみを相続するものとして計算した場合の相続税額との差額をその寄託相続人の相続税額とする。

